

公益社団法人福岡県労働基準協会連合会役員報酬規程（定款第15条関係）

（平成24年5月24日総会決議／令和6年2月9日臨時総会）

公益社団法人福岡県労働基準協会連合会定款（以下「定款」という。）第15条の規定に基づき、公益社団法人福岡県労働基準協会連合会役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）を次のように定める。

（目的）

第1条 この規程は、定款第15条の規定に基づき公益社団法人福岡県労働基準協会連合会の役員報酬について定めることを目的とする。

（報酬の種類）

第2条 常勤理事の報酬の種類は次のとおりとする。

- （1） 本 俸
- （2） 役付手当
- （3） 諸 手 当
- （4） 通勤手当
- （5） 特別手当
- （6） 退職金

（報酬の支給）

第3条 常勤理事の報酬は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、常勤理事の指定する本人名義の預貯金口座に振り込むことができる。

（報酬の支給日）

第4条 常勤理事の報酬（退職金及び特別手当を除く。）の支給日は、毎月16日とする。ただし、16日が土曜日に当るときは15日（その日が休日に当るときは18日）16日が日曜日又は休日に当るときは17日に支給する。

（常勤理事の本俸の月額）

第5条 常勤理事の本俸の月額は、360,000円を超えない範囲で、総会の議決により定める。

（役付手当）

第6条 常勤理事の役付手当の月額は、本俸に100分の20を乗じて得た額とする。

（諸手当）

第7条 常勤理事の諸手当の月額は、15,000円を超えない範囲で、総会の議決により定める。

（本俸の日割計算）

第8条 新たに常勤理事になった者には、その日から本俸を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は死亡したときはその日まで支給する。

3 本俸を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸の額は、その月の現日数から休日の日数を差引いた日数を基礎にして日割りによって計算する。

(特別手当)

第9条 常勤理事に特別手当を次のとおり、夏季及び冬季に支給する。

(1) 支給額 夏季と冬季とも本俸の2.5カ月分とする。ただし、常勤理事の勤務状況及び本会の財政状況を勘案し、理事会の議決により年間1カ月分の範囲内で増減することがある。

(2) 支給日 夏季 6月30日 冬季 12月5日

(3) 計算期間 夏季 10月1日から3月31日
冬季 4月1日から9月30日

ただし、この期間の途中で就任又は退任したときは、在職期間に応じて換算する。

2 前項にかかわらず、当会の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、通勤のための交通機関等を利用する常勤理事に対し、1カ月の通勤定期券に相当する額を支給する。

ただし、その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円)を45,000円に加算した額とする。

2 通勤手当の支給は、常勤理事たる要件を具備した場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、理事が退任し又は死亡した場合においては、その属する月(その属する日が初日であるときは、その日の属する月)から改定する。

(常勤理事の退職金)

第11条 在任期間2年以上の常勤理事が退任した場合には、総会の議決により別表により算出した額を標準として支給する。

(常勤理事の報酬)

第12条 常勤理事であって事務局長を兼任する理事には、役員報酬は支給しない。

(非常勤役員の報酬)

第13条 非常勤役員は、無報酬とする。ただし、会計監査及び監査報告の作成の業務その他特別の業務を行った非常勤役員には、1日につき12,000円(税抜き)の役員報酬を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

- この規程は、定款附則第1条の設立登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 令和6年4月1日施行 改定第13条。

別表

在任年数	支給率	備考
2年以上5年未満	90%	本俸月額×支給率×在任年数
5年以上	100%	